

調達説明書（仕様書）（一般競争入札用）

公 告 日
令和3年4月5日

次のとおり一般競争入札を行いますので、公益財団法人三重県農林水産支援センターの会計規程により公告します。

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえで、参加してください。

1 案件名及び内容

案件名：農地中間管理事業にかかる事務業務委託【最低制限価格設定】

内 容(仕 様):仕様書に記載のとおり

2 履行期間（納入期限）及び履行場所（納入場所）

(1) 履行期間

令和3年5月10日 ～ 令和4年3月11日

(2) 履行場所

三重県松阪市嬉野川北町530 公益財団法人 三重県農林水産支援センター内

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 該当の案件を履行するにあたり、労働者派遣事業登録を有し、優良派遣事業者認定制度の認定事業者であること。

オ 県内に事業所、営業所等を設置している者であること。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望するものは、3(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。入札書提出の締切日時及び方法については、13(3)をご確認ください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に(1)から(4)までの書類を13(5)の締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

(3) 労働者派遣事業許可証の写し

(4) 契約実績証明書（第3号様式） 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

5 入札方法及び落札者の決定方法について

(1) 後述の「入札に際しての注意事項」によるものとします。

- (2) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 本入札は最低制限価格を設定しており、最低制限価格に満たない額による入札を行った者については、最低価格による入札を行った者であっても落札者となることはできません。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただき、承認した場合は免除します。
- (3) 契約は、公益財団法人 三重県農林水産支援センター農地中間管理課で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- なお、契約金額は、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 契約事務担当所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、13(1)にある締切日時までに行うものとします。
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び公益財団法人 三重県農林水産支援センターにおける諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、公益財団法人 三重県農林水産支援センターが定める個人情報の取扱規程を遵守しなければなりません。

13 期間の設定（時間は、24 時間表示となっています。）

(1) 質疑等の提出締切日時

令和3年4月8日（水） 15時まで

※FAXまたは電子メールにより、下記問い合わせ先まで送信してください。その際、所属、氏名連絡先を明記すること。また着信を電話なりで必ず確認してください。

《結果回答》

令和3年4月12日（月） 15時までに、FAXまたは電子メールにより行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書提出の締切日時

令和3年4月14日（水）15時まで

《参加資格確認結果通知》

令和3年4月15日（木）17時までに行います。

【提出方法】

「競争入札参加資格確認申請書」（様式1）に必要事項を記載し、提出締切日までに下記担当あて、郵送又は持参により提出してください。郵送の場合は、到着を電話によりご確認ください。

(3) 入札書提出の締切日時及び方法

第1回入札書提出締切日時 令和3年4月20日（火） 15時必着

【提出方法】「入札書（見積書）」（様式2）を、一般書留郵便または簡易書留郵便により、下記担当あて送付してください。

(4) 開札の日時

第1回入札書開札日時 令和3年4月21日（水） 14時から

※入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に下記担当所属へ連絡をしてください。

(5) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和3年4月27日（火） 12時まで

落札候補者にあつては、入札実施後に4(1)から(3)までの書類を下記担当あてに提出していただきます。ただし、再度入札を行った場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

■担当者名 公益財団法人 三重県農林水産支援センター 農地中間管理課 濱口

電話：0598-48-1228 FAX：0598-42-8221

e-Mail：hamaguchi-m@aff-shien-mie.or.jp

入札に際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(3)は参加資格、(4)から(7)は落札資格となります。
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 入札参加地域の要件を設定した場合は、それに該当しているものであること。
 - (4) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (5) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (6) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (7) 該当の案件を履行するにあたり、許認可等が必要な場合はそれを受けている者であること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
 - (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
 - (3) 1(7)を証明する書類の写し
- 3 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 4 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 5 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 6 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。
- 7 下記無効要件に該当する場合、入札書は無効とします。

（無効要件）

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。
 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合）
 - (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
 - (5) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - (6) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (7) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
 - (8) 最低制限価格設定案件において、最低制限価格を下回る金額による入札をしたとき。
- 8 契約締結権者は、受注者が暴排要綱第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 9 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 10 契約締結権者は、受注者が10のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

仕 様 書

「仕様書は別添のとおり」